



2 気候変動への対策(緩和と適応)



「愛する地球のために約束する草津市条例（地球温暖化を防ぐとともに気候の変動に適応するための条例）」のもと、各種施策を実施しています。

地球温暖化対策についての市民の理解の促進、まちや暮らしにおける環境配慮、省エネルギー対策の推進と再生可能エネルギーの利用を図りながら、脱炭素社会への転換を進めていくとともに、気候変動影響に備える適応策を推進します。

関連計画：草津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、草津市地域公共交通網形成計画

達成目標

達成目標

愛する地球のために約束する協定者数(者)	R2	R8	R14
	〇〇者(実績)	80者	110者

達成目標

「脱炭素社会への転換」についての市民満足度(%)	R2	R8	R14
	第6次草津市総合計画との整合を図る		

施 策

① 低炭素型生活様式の推進

- 市民、事業者、団体等それぞれにおいて、省エネ製品の購入や節電など、省エネ行動の実践や、再生可能エネルギーの有効利用などを推進します。
- 脱炭素社会への転換に向けた低炭素型まちづくりを進めます。

〈取組事例〉

- 省エネルギー対策および再生可能エネルギー利用の推進
 - ・ 気候変動（地球温暖化）に関する意識啓発
 - ・ 市民生活や事業活動における 省エネルギー対策に繋がる行動の推進
 - ・ 太陽光発電など再生可能エネルギー利用の推進
 - ・ 地場産品や旬の食材等の消費など輸送による温室効果ガスの排出の少ない消費の推進
 - ・ モビリティ・マネジメント（※）の推進
 - ・ 電気自動車等の環境に配慮した自動車利用の促進 等
- 脱炭素社会への転換に向けた低炭素型まちづくりの推進
 - ・ 緑化の推進
 - ・ ごみ焼却時の効率的なエネルギー回収の維持
 - ・ 鉄道駅周辺等での自転車利用環境の整備
 - ・ 多様な交通手段が連携した持続可能な公共交通ネットワークの形成 等

※モビリティ・マネジメントとは

自家用車の過度な利用の抑制や公共交通の利用促進を行うために、公共交通の利用が環境や健康などに好影響をもたらすことや、公共交通の便利な利用方法などを効果的に情報提供することにより、一人ひとりの交通行動を自家用車から公共交通利用へ自発的に変化させることを促すコミュニケーションを中心とした交通施策

② 気候変動の影響への適応の推進

- 気候変動の影響に備える適応策を推進するとともに、適応策の認知度向上を図ります。

〈取組事例〉

- 気候変動の影響に備える適応策の取組
 - 適応策の認知度向上を図る普及啓発
 - ハザードマップや避難経路、避難場所の周知徹底など災害に関する対策
 - 河川や農業用水路の整備
 - 熱中症や感染症など健康に関する対策
 - 自然環境に関する対策 等

各主体の役割

市民・地域

- 省エネルギー対策を実践し、再生可能エネルギーを利用します。
- 自家用車の利用を控え、公共交通機関や自転車を利用します。
- 地場産の農産物や水産物等を購入します。
- 気候変動の影響に備えるための情報を収集します。

事業者

- 「愛する地球のために約束する協定」を締結します。
- 省エネルギー対策、再生可能エネルギー利用、緑化推進を行います。
- 環境配慮型の商品、製品、サービスの導入を進めます。
- 通勤時の自家用車利用を減らします。
- 気候変動の影響に備えるための情報を収集するとともに対策を実施します。

行政

- 「愛する地球のために約束する協定」の普及を進め、協定締結者を増やします。
- 様々な主体が自主的に取り組むための制度、仕組みづくりをはじめ情報提供を行うとともに、自主的な取組を促すネットワークの拡充を図ります。
- 公共交通機関の利便性向上に努めます。
- 地産地消の仕組みを構築します。
- 公共施設等における省エネルギー対策、再生可能エネルギーの利用等を推進します。
- 気候変動の影響に備えるための情報を収集し、提供するとともに対策を実施します。



3 資源循環型社会の構築



廃棄物問題が都市の重要な課題となるなか、市民、地域、事業者によるリサイクルの促進などごみ減量・資源の再利用・資源化を図るとともに、廃棄物の適正処理を行っています。

プラスチック等の廃棄物の発生抑制、バイオマス等の未利用資源の利活用について、重点的に啓発・指導等を行い、資源循環型社会の構築を図ってまいります。

また、資源化できないものは可能な限りエネルギー回収し、安全で効率的なごみ処理を行います。

関連計画：草津市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

達成目標

達成目標

1人1日当たりの家庭系ごみ量（g）	R2	R8	R14
	草津市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画との整合を図る		

達成目標

1人1日当たりに換算した事業系ごみ量（g）	R2	R8	R14
	草津市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画との整合を図る		

施 策

① ごみの発生抑制・資源の再利用・資源化等の推進

- ごみの減量（Reduce）・資源の再利用（Reuse）・資源化（Recycle）の3R活動により、ごみの発生抑制と資源化の推進を図ります。
- 未利用資源の利活用について推進します。

〈取組事例〉

- ごみの発生抑制と再利用の推進
 - ・家庭や事業所から発生する食品ロスの削減
 - ・事業所の流通過程から発生するプラスチック等の廃棄物の発生抑制の推進
 - ・フリーマーケットなどリユースの取り組みの促進 等
- ごみの分別と資源化の徹底
 - ・資源ごみの分別徹底
 - ・事業者、学校、家庭、地域がともに取り組むリサイクル運動の推進（資源回収）等
- 処理施設の安全で効率的な運営
 - ・法令よりも厳格な自主基準値によるクリーンセンターの安心安全な運営
- 省資源化の推進
 - ・グリーン購入など環境に配慮した物品購入の促進
 - ・廃棄までのことを考えて購入する消費者の育成 等
- 未利用資源の利活用の推進
 - ・水草の堆肥や木材チップ等の利用
 - ・生ごみ等のコンポスト化の推進と堆肥の活用
 - ・未利用資源の活用方法の検討 等

② 水の循環利用の推進

- 水を大切にしている生活スタイルを普及させるとともに、雨水の地下浸透機能・水貯留機能の維持・回復を図り適正な水循環の確保および治水に努めます。
- 雨水の有効活用など、未利用水の利用を推進し、水循環社会の構築に寄与します。

〈取組事例〉

○ 節水の推進

- 水を大切にしている家庭生活の啓発
- 事業活動における適切な水利用の啓発 等

○ 未利用水の利用促進

- 雨水タンクの設置など、雨水の有効活用を含めた水循環の構築
- 雨水浸透ます、透水性舗装などの雨水浸透設備の整備 等

各主体の役割

市民・地域

- ごみの減量・リサイクルに取り組むとともに、各種啓発事業にも積極的に参加します。
- ごみの出し方のルールを守り、分別の徹底に協力します。
- 節水に配慮した生活に努め、庭の水まきや洗車などには雨水を積極的に利用します。

事業者

- ごみ減量化等の取組や地域の活動に積極的に協力します。
- 資源循環型社会を担う役割と社会的責任を認識し、ごみの減量・資源化、再生資源の活用等を実践します。
- 廃棄後の処理やリサイクルを考慮した製品の製造に努めます。

行政

- 焼却施設や収集体制の計画的な整備を行い、廃棄物の適正処理体制を安定的に確保していきます。
- 市民がごみ減量・リサイクル活動に積極的に取り組めるよう啓発活動や各種事業の充実を図ります。
- 市民が水を大切にしている生活スタイルを実践できるよう支援します。



4 自然とともに生活する環境づくり



自然は人とまちにうるおいと豊かさをもたらすとともに、人も自然の一部であることを認識し、人が生きるうえで重要である生物多様性に配慮したまちづくりを進めることが求められています。

丘陵地から琵琶湖までいくつもの河川が関わり、変化に富んだ自然に配慮し、環境の保全と復元に努めるとともに、市民が自然環境とふれあうための活動の推進を図り、自然とともに生活する環境をつくっていきます。

関連計画：草津市の自然と人との共生をすすめる計画

達成目標

達成目標

生物多様性保全対策での外来生物の捕獲数(対象：アライグマ、ヌートリア、ハクビシ) (頭)	R2	R8	R14
〇〇頭 (実績)		110頭	140頭

達成目標

生物多様性保全の学習会への参加者数(者)	R2	R8	R14
〇〇者 (実績)		5者	10者

※生物多様性は単純に評価できるものではなく、極めて複雑であることから、上記の指標以外に生物指標等の指標化を併せて検討します。

施 策

① 生物多様性の保全と活用

- 自然環境や農地等の保全と復元に努め、豊かな生態系や生物多様性を将来にわたって守ります。また、自然環境や農地等の活動を通じて地域コミュニティの醸成や健康増進につなげるなど、持続可能な形で活用します。

〈取組事例〉

- 市民・地域・事業者ぐるみによる自然環境の保全
 - ・ 琵琶湖・河川等の水質保全と樹林地やヨシ群落・湿地の保全と活用
 - ・ 里山・ため池の維持管理・機能回復と利用の促進
 - ・ 河川を軸とした水と緑のネットワークの形成
 - ・ 自然環境保全地区や保護樹木の指定による保全と活用
 - ・ 身近な生き物・植生等の調査による状況把握と整理・活用
 - ・ 在来種の保護と外来生物対策の強化
 - ・ 河川等流域保全活動への支援
 - ・ 土地利用における自然環境の保全への配慮
 - ・ 市民・地域・事業者と連携した身近な環境保全の推進
 - ・ ILEC（公益財団法人 国際湖沼環境委員会）などの国際機関との連携 等
- 農地等における在来生態系の保全
 - ・ 援農体制づくりなどによる農地の保全
 - ・ 用排水路やあぜ道の多自然型整備の推進 等

コラム 生物多様性の活用 ～生態系サービス～

私たちの暮らしは、生物多様性を基盤とする生態系がつくり出す大気中の酸素、土壌、食料、木材や、地域独自の文化の多様性などによって支えられています。こうした働きを「生態系サービス」と呼んでいます。生態系サービスは以下の4つのサービスに分類されます。

生態系サービス	働き
基盤サービス	植物の光合成による酸素の供給や、昆虫や微生物などがつくる土壌の形成など、生物の生存を支える環境をつくる働き。
供給サービス	私たちの暮らしに必要な食料や水、木材、繊維、医薬品など、日常生活に必要な資源を提供する働き。
文化的サービス	自然景観などの美的な楽しみや、レクリエーションの場など地域性のある文化を支える働き。
調整サービス	水質浄化や気候の緩和、健全な森林の存在による自然災害の防止や被害の軽減など、暮らしの安全をもたらす働き。

② 自然とふれあうための活動の推進

- 鎮守の森や市民農園などの自然環境に親しむ場や機会の充実を図り、自然とふれあう活動について推進します。

〈取組事例〉

- 自然環境等に親しむ場と機会の充実
 - 市民農園、体験農園など市民が“農業”や“園芸”に親しむ機会の拡充
 - 自然観察会や自然レクリエーションなどの機会の拡充
 - 里山保全や河川愛護などの環境を守る実践活動の促進
 - 自然に親しむマナー・ルールの啓発
 - 「草津市の自然」を活用したいきもの調査の実施 等
- ビオトープの形成
 - 学校などの公共公益的施設、事業所等におけるビオトープづくり 等

各主体の役割

市民・
地域

- 市民農園等を活用して、積極的に“農業”や“園芸”に親しみます。
- 自然を守り育てる環境保全活動に参加します。
- 外来生物に対する知識を深め、オオバナミズキンバイ等の特定外来生物の駆除を行います。
- 在来生物をはじめとした生態系を大切にします。

事業者

- 生き物の生育環境等に配慮した敷地内環境や地域と連携した社会貢献活動に取り組みます。

行政

- 市内の自然環境の状況を把握し、自然環境を保全するための取組を進めていきます。
- 自然環境を守る活動に関係する市民、事業者、団体等の交流の機会をつくっていきます。
- 生物多様性保全に関する担い手の育成支援を行います。
- 外来生物の駆除・対策を実施するとともに、情報提供および啓発を行います。



5 健全な生活環境の保全



環境法令の規制基準の遵守状況の確認を行い、事業所等への適切な指導や啓発を通じ、環境汚染等の未然防止に努めます。

環境法令等の遵守のみならず、市民からの生活環境に関する相談を通じ、市民・事業所等が環境負荷の低減を図るよう推進します。

達成目標

達成目標

河川の水質における環境管理基準(BOD)の達成状況(達成回数/調査回数)	R2	R8	R14
	〇〇/〇〇 (実績)	24/24	24/24

※調査回数(年24回)＝調査河川(伊佐々川・狼川の2河川)×毎月(12回)

達成目標

法令に基づいた指導件数(件)	R2	R8	R14
	〇〇件(実績)	26件	20件

施 策

① 環境汚染等の未然防止

- 環境法令に基づく適切な規制・指導を行う等、発生抑制を図るとともに、速やかな対策を行い、環境の保全に努めます。

〈取組事例〉

- 事業所等による環境汚染の未然防止
 - 環境法令に基づく工場、事業場等への規制・指導
 - 事業所パトロールなどによる監視体制の強化 等
- その他の対策
 - 土壌・地下水の観測体制の充実
 - 広域での監視体制の充実
 - 有害化学物質の適正管理・処理の推進 等

② 身近な生活環境の保全

- 市民の生活環境をより良好に保全するため、市民および事業者の自主的な環境負荷低減等の取組を支援します。

〈取組事例〉

- 市民生活に伴う環境保全と環境負荷の低減
 - 公共下水道への未接続の早期解消
 - 近隣への騒音に配慮した生活マナーの啓発
 - 深夜営業店舗、飲食店への騒音防止の啓発
 - 中高層建築物の日照や電波障害の未然の防止
 - 空き地の適正管理に関する指導
 - 空き家等の発生の抑制や適切な管理、利活用の促進 等

- 事業活動に伴う環境保全と環境負荷の低減
 - ・ 規制対象外の小規模施設の現状把握と環境負荷低減に向けた対応
 - ・ 事業者の自主的な環境負荷低減の取組への支援
 - ・ 環境マネジメントシステムの普及促進
 - ・ 宅地開発や建築時の土地利用・建物配置などの指導
 - ・ 工場、事業場等との環境協定の締結 等

- 自動車利用による環境負荷の低減
 - ・ 電気自動車等の環境に配慮した自動車利用の促進
 - ・ 低騒音型舗装導入などの騒音防止のための環境整備
 - ・ 交差点改良など円滑な交通環境の整備 等

- 環境情報の共有と発信
 - ・ 市民、事業者からの苦情、対策等相談窓口の整備
 - ・ 環境調査に関する情報の発信 等

各主体の役割

市民・地域

- 生活環境の保全に自ら取り組みます。

事業者

- 自ら率先して環境汚染等の未然防止に取り組みます。
- 環境マネジメントシステムの取得に努めます。
- 地域に配慮した事業活動を心がけます。

行政

- 環境リスク対策についての情報提供や事業所の指導を強化します。
- 市内の環境について定期的な調査を継続して実施します。
- 事業所等での環境マネジメントシステムの普及に努めます。



6 うるおい豊かな快適環境づくり



公園・緑地の整備や歴史文化の保全と活用および良好な景観の創出を目指し、市民・事業者と協働でまちに“うるおい”をつくっていきます。

関連計画：草津市都市計画マスタープラン、草津市みどりの基本計画、草津市景観計画、草津市歴史文化基本構想、草津川跡地利用基本計画 等

達成目標

達成目標	R2	R8	R14
公園・緑地面積(ha)	草津市みどりの基本計画との整合を図る		

達成目標	R2	R8	R14
「良好な景観の保全と創出」の市民の満足度(%)	第6次草津市総合計画との整合を図る		

施 策

① 公園・緑地の整備と景観形成の推進

- 都市公園、都市緑地の整備を進めるとともに、草津川跡地を「みどり軸」として整備することで、うるおいと憩いの場をつくっていきます。
- 市民との協働のもとで景観の保全に努め、良好な都市景観の形成を図っていきます。

〈取組事例〉

○ 公園・緑地の整備と推進

- 総合公園から街区公園まで、利用目的に応じた公園の整備
- まちなかのみどりの拠点である草津川跡地公園の維持と活用 等
- 市民参加による公園づくり、みどりづくりの推進
- 公共施設での緑化、事業所や住宅の緑化推奨などによる市街地の緑化推進
- 町内会、市民団体、学校等を通じたみどりのまちづくりへの参加促進
- 緑化推進市民運動の展開
- ガーデンシティくさつの推進 等

○ 自然景観の保全

- 琵琶湖岸の風景の保全
- 広い農地と鎮守の森、集落からなる田園風景の保全 等

○ 歴史景観の継承

- 草津宿の歴史文化を継承し、魅力ある歴史的町並み景観の保全・再生の推進
- 人々が暮らしの中で伝統を受け継ぐ、歴史街道景観の保全・活用の推進
- 電柱の地中化の推進 等

○ 都市景観の形成

- 駅周辺における快適で質の高い美しい都市景観の創出
- 地域の特性を生かした良好な住宅地景観の形成 等

② 歴史文化の保全と活用

- 市域に所在する歴史文化を適切に保全しながら、その価値や魅力を活用します。

〈取組事例〉

○ 歴史文化の保全と活用

- 「くさつ歴史発見地図」や各地域の記憶絵等を活用した歴史的・文化的資源の情報発信
- 歴史文化情報の受発信と市民交流・地域学習の推進
- 文化財についての調査研究と保存・継承
- 地域の人々との交流と、歴史を学び、知ることによる地域への愛着の醸成
- 遺跡や文化財の見学会など、歴史に触れ、体験する機会の提供 等

③ 身近な自然やまちの美化の推進

- 市民・地域等との協働のもとで、不法投棄と散在性ごみの防止と対策を進め、身近な自然やまちの美化を図っていきます。

〈取組事例〉

○ 不法投棄と散在性ごみの防止と対策

- ボランティア清掃の実施および支援
- “みち”サポーターや河川愛護団体の活動支援
- 観光地を中心としたごみ持ち帰り運動の展開と清掃活動の実施
- 不法投棄の監視体制の充実
- 河川愛護意識の向上と市民参加による水辺空間づくり 等

各主体の役割

市民・地域

- 利用者の立場で公園整備に参加し、公園の維持管理に対して積極的に役割を果たします。
- 生活者の立場から、緑化など快適で心地よい地域の空間づくりに努めます。
- 散在性ごみの発生防止の活動など地域の環境美化に取り組みます。

事業者

- 地域の環境・景観等に配慮した維持管理に取り組みます。
- 建築等の意匠やガーデニングなど、快適で心地よいと感じる景観・空間づくりに取り組みます。

行政

- 市民ニーズに応える公園・緑地の整備を推進します。
- 統一感とゆとりある都市景観づくりに努めます。
- 市民との協働により、公園・緑地を計画的に整備します。
- 良好な景観の創出の具体的取組につながる地区計画等の制度の活用を促進します。
- 散在性ごみ等への対策のため定期的なパトロールを行い、発生防止対策や回収活動を市民・地域とともにを行います。

(参考資料)

1.	草津市の環境をとりまく現状	54
①	概況	54
②	社会的状況	55
③	自然的状況	58
④	再生エネルギーの導入状況	62
2.	コラム	63
3.	用語解説	66
4.	策定の経緯	70
①	草津市環境審議会 開催経過	70
②	パブリック・コメントの募集	70
5.	審議会委員名簿	71
6.	諮問・答申	72
7.	条例	72

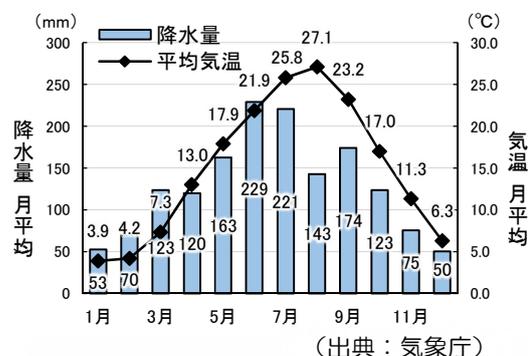
1. 草津市の環境をとりまく現状

① 概況

(1) 気候

草津市は、比較的温暖で盛夏時の降雨が少ない瀬戸内海式気候に属しています。また、琵琶湖の気温緩和作用の影響によって気温の上昇や下降が抑制されています。

アメダス大津では、年平均気温は約 15℃、年間降水量は 1,500 mm程度となっています。全国平均と比較すると、気温は約 1℃高く、降水量は約 200 mm少なくなっています。



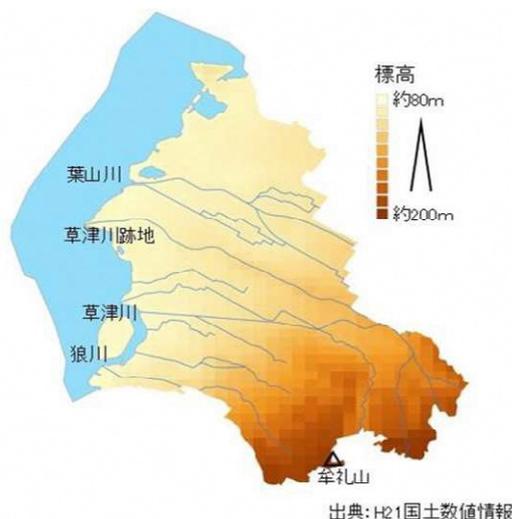
月ごとの平均気温・降水量
(アメダス大津)

(2) 地勢

草津市は、琵琶湖の南湖東岸に面して位置し、東西約 10.9 km、南北約 13.2 km、市域面積は 67.82 km² (うち琵琶湖面積 19.17 km²) です。

地形は山地、丘陵地、段丘、沖積低地からなり、南東部では標高 221.3mの牟礼山等の低山地と、それにつらなる丘陵地が広がっています。

陸域面積の4分の3は沖積低地で、河川のうち狼川などのように山地や丘陵地に源を発する河川は天井川を形成しています。

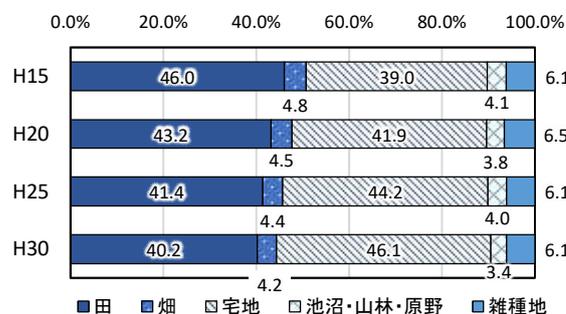


草津市の標高図

(3) 土地利用の状況

ア. 地目別面積

土地利用状況を見ると、田畑の割合は減少傾向に、住宅地の割合は増加傾向にあります。平成 30 (2018) 年現在は住宅地の割合が田畑の割合を上回っており、44.4%が田畑、46.1%が宅地として利用されています。



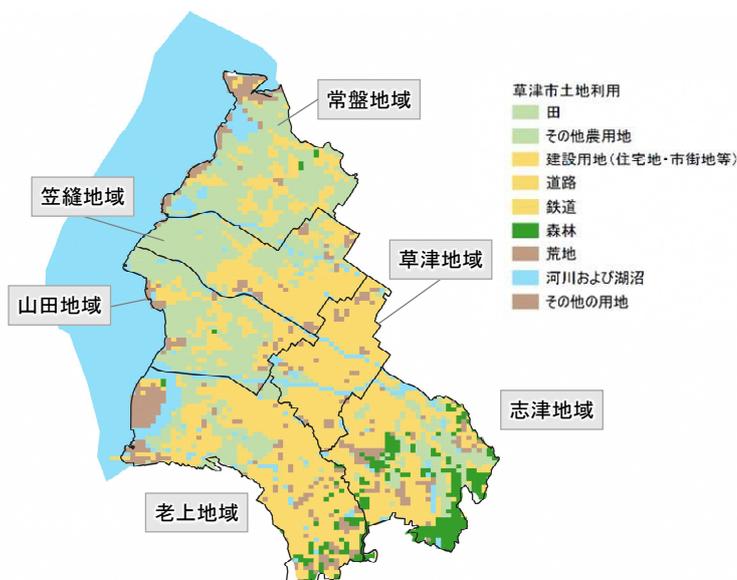
(出典：H30 草津市統計書)

草津市の地目別面積の推移

イ. 地域区分別の土地利用

草津市では、主に北部、東部は農用地として、中心部、南部は市街地として利用されており、南部の一部に森林がみられます。

草津市都市計画マスタープランに基づく地域区分別にみると、山田地域や常盤地域では農用地としての利用が多く、草津地域や老上地域では建設用地（住宅地・市街地等）が広く見られます。



(出典：H28 国土数値情報)

地域別の土地利用

② 社会的状況

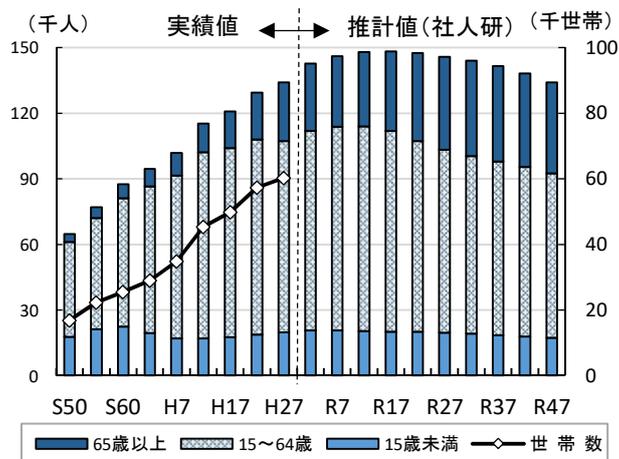
(1)人口の状況

ア. 人口・世帯数の推移

人口と世帯数はどちらも増加傾向にあり、令和2(2020)年4月の住民基本台帳登録人口は135,664人、世帯数は60,121世帯となっています。

15歳未満の年少人口は、昭和60(1985)年をピークに平成12(2000)年にかけて減少していましたが、平成27(2015)年までの間は増加傾向を示しています。

15～64歳の生産年齢人口は、昭和50(1975)年から平成22(2010)年にかけて増加していましたが、平成27(2015)年に減少しています。



(出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所推計)

年齢3区分別の人口と世帯数の推移

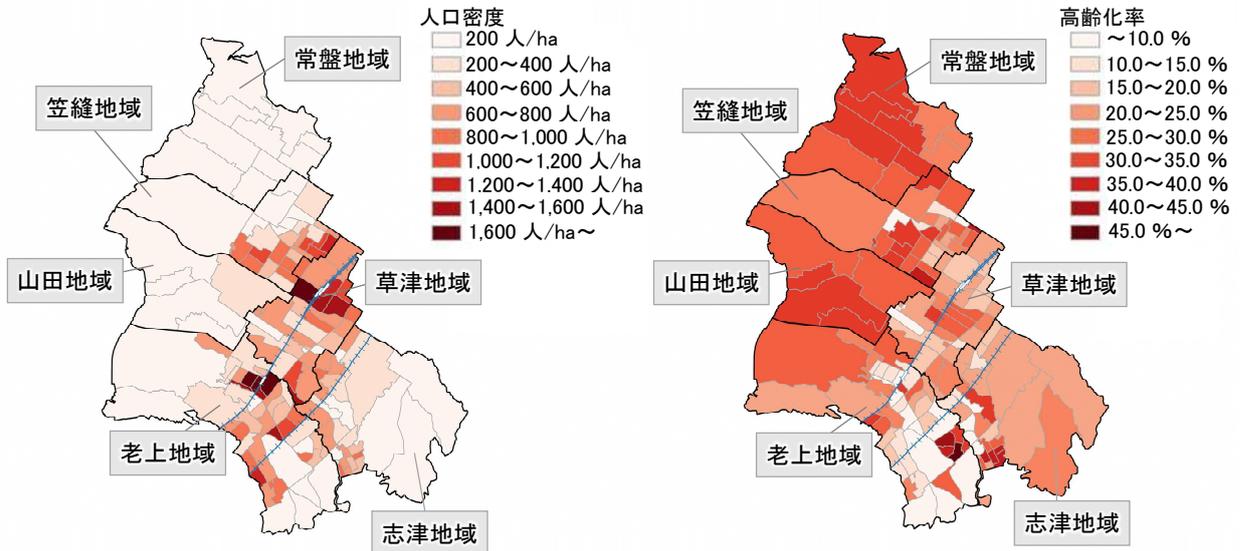
65 歳以上の高齢者人口は増加を続けています。国勢調査結果によると平成 27 (2015) 年の高齢者人口は平成 2 (1990) 年と比較して約 3.4 倍まで増加しており、高齢化率は 20.0%となっています。

今後の人口動向について、国立社会保障・人口問題研究所による人口推計によると、草津市の人口は令和 17 (2035) 年をピークに減少し、高齢化率は増加していきます。

イ. 地域区別の人口密度と高齢化率

地域区分ごとの人口密度については、駅周辺の地域で特に高くなっており、常盤地域や山田地域などの湖岸側と、志津地域などの山手側で低くなっています。

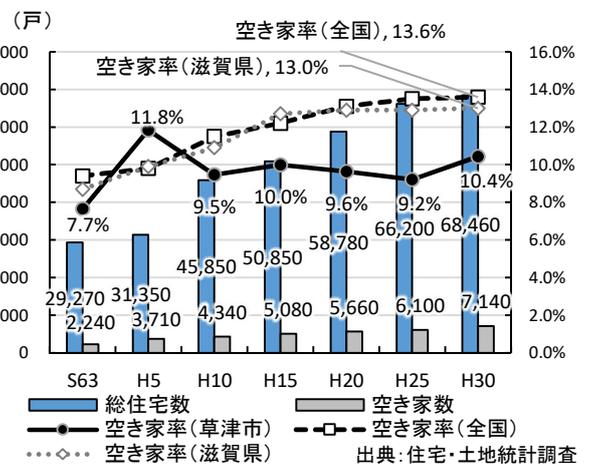
高齢化率については、特に湖岸側の地域を中心に高くなっており、中心部や志津地域、老上地域の南部では比較的低くなっています。



町丁字別人口密度と高齢化率 (出典：H27 国勢調査)

(2) 空き家の状況

草津市では、総住宅数が増加している一方で、空き家の戸数も増加しています。空き家率をみると全国や滋賀県と比較して低くなっていますが、平成 10 年以降は毎年 9~10%の空き家率で推移しています。



(出典：住宅・土地統計資料【総務省】)

住宅数・空き家の推移と空き家率家率の比較